別表三(一)の記載要領第１号中「又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」に、「「44の②」の」を「「48の②」の」に改め、同第11号を次のように改める。

３　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(7) (8)」の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。

(1)　法第62条の５第４項（適格現物分配に係る益金不算入額）の規定の適用がある場合　別表四「19」の金額

(2)　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成22年法律第50号）第２条第１項（法人税の特例）の規定の適用がある場合　別表十（七）「38」の金額

別表三(一)の記載要領第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号(1)を次のように改める。

(1)　「法人税額及び復興特別法人税額 ((別表一㈠「４」＋「５」＋「７」－「11」－「44」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」)　(4)」の欄及び「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄の記載に当たつては、別表一(一)「10」の外書の金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。

別表三(一)の記載要領第六号(2)中「「住民税額の計算の基礎となる法人税額 ((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「９」)　(5)」の欄（次号において読み替えて適用する場合を含む。）を「「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄」に改め、同号(3)を次のように改める。

(3)　「住民税額 ((5)又は(6))×20.7%　(7)」及び「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(7)　(8)」の各欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「(5)又は(6)」及び「(4)」に含めて計算すること。

別表三(一)の記載要領第六号を同第五号とし、同号の次に次の１号を加える。

６　「住民税額 ((5)又は(6))×20.7%　(7)」の欄は、租税特別措置法第42条の４第６項に規定する中小企業者に該当する法人にあつては「(5)又は」を消し、その他の法人にあつては「又は(6)」を消すこと。

別表三(一)の記載要領第七号を削る。

別表三(四)の表中「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「44の①」又は平成23年改正前の別表二十(二)「１」）」を「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「48の①」又は平成23年改正前の別表二十(二)「１」）」に改める。

別表三(一一)の表を次のように改める。